

倫理条例・倫理規則・通達 対照表

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通達
<p>目次 前文 第1章 総則（第1条—第10条） 第2章 公務員倫理保持のための原則及び公務員倫理規則等（第11条・第12条） 第3章 贈与等の報告等及び公開（第13条—第16条） 第4章 公務員倫理の保持に関する人事委員会の権限（第17条） 第5章 公務員倫理を監督する職員（第18条） 第6章 雑則（第19条—第22条） 附則</p> <p>すべて公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて職務に専念する義務を負い、地域住民の福祉の増進を図る使命を有している。 しかしながら、道においては、不正な予算執行などにより道民の道行政に対する信頼を損ねる事態を招くに至った。 職員は、この事態を深く反省し、再びこのようなことが生ずることのないよう、公務員倫理の高揚に努めるとともに、一層その職務に専念することにより、道民との信頼関係を築き上げていかなければならない。 このようなことから、職員の公務員としての自覚を促し、公務に対する信頼の確保を図り、道行政の健全な発展に資するため、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、職員が職務を遂行するに当たって、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、道民の不信を招くような行為を防止し、もって公務に対する信頼の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（定義等） 第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。以下「特別職職員」という。）をいう。 2 この条例において「任命権者」とは、地方公務員法第6</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の公務員倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（倫理行動規準） 第2条 職員（条例第12条第1項に規定する職員をいう。第4条及び第6条第2項第8号本文を除き、以下同じ。）は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、条例第3条から第7条まで及び第11条に規定する原則を公務員倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。</p>	<p>第1 倫理規則の趣旨について（第1条関係） 倫理規則は、北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の公務員倫理の保持を図るために必要な事項について定めるものである。</p> <p>第2 倫理行動規準について（第2条関係） 倫理行動基準は、職員が認識すべき行動の規準、心構えを規定したものである。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定により権限を委任された者及び特別職職員を選任し、又は任命した者を含む。）をいう。</p> <p>3 この条例において「管理職員」とは、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第17条の2第1項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第10条の3第1項、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第19条の2第1項及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第3条の2に規定する管理職員（教育長を含む。）をいう。</p> <p>4 この条例において「部長級の職員」とは、北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）に規定する部の長その他規則で定める職の職員をいう。</p> <p>5 この条例において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。</p> <p>6 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。 （公務員倫理の高揚）</p> <p>第3条 職員は、自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼ</p>	<p>（部長級の職員）</p> <p>第3条 条例第2条第4項の規則で定める職は、別表第一に掲げる職とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>別表第一（第四条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 職員監 二 危機管理監 三 総合政策部知事室長 四 参事監 五 会計管理者 六 支庁長 七 東京事務所長 八 札幌道税事務所長 九 企業局長 十 議会事務局長 十一 監査委員事務局長 十二 人事委員会事務局長 十三 労働委員会事務局長 十四 教育庁教育次長 十五 教育庁教育職員監 十六 教育研究所長 十七 図書館長 </div>	<p>第3 部長級の職員の範囲について（第3条関係）</p> <p>条例第2条第4項の「部長級の職員」の職の範囲を定めるものである。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>すことを深く認識し、自らを厳しく律するとともに、道民から信頼される職員となるよう不断に公務員としての倫理の高揚に努めなければならない。 (全体の奉仕者であることの自覚)</p> <p>第4条 職員は、すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないことを深く自覚し、道民の福祉の増進を目指して職務の遂行に努めなければならない。 (公務の民主的かつ能率的な運営の確保)</p> <p>第5条 職員は、公務が民主的かつ能率的に運営されるよう職務の遂行に努めなければならない。 (法令の遵守と信用の保持)</p> <p>第6条 職員は、法令を遵守し、公務員の職の信用を損なうことのないよう努めなければならない。 (服務上の義務の遵守)</p> <p>第7条 職員は、関係法令に規定する服務上の義務を遵守しなければならない。 (管理監督者の責務)</p> <p>第8条 管理監督の立場にある者は、その職責の重要性を自覚し、部下職員を適切に指導監督しなければならない。 (任命権者の責務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務員倫理の確立に資するよう、研修の実施、職員の遵守すべき事項を定めることその他の必要な措置を講じなければならない。 (議会報告)</p> <p>第10条 知事は、毎年、議会に、職員の公務員倫理の確立及び保持に関する状況並びに職員の公務員倫理の確立及び保持に関して講じた施策(第12条第1項の公務員倫理規則の制定又は改廃を含む。)について、報告するものとする。</p> <p>第2章 公務員倫理保持のための原則及び公務員倫理規則等 (公務員倫理保持のため職員が遵守すべき原則)</p> <p>第11条 職員は、職務上知り得た情報について道民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等道民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。</p> <p>2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。</p> <p>3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の道民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。 (公務員倫理規則等)</p> <p>第12条 知事は、前条に掲げる原則を踏まえ、職員(規則で定める者を除く。以下同じ。)の公務員倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則(以下「公務員倫理規則」という。)を定めるものとする。この場合において、公務</p>	<p>(条例第12条第1項に規定する規則の適用対象外とされる職員)</p> <p>第4条 条例第12条第1項の規則で定める者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する職員(以下「特別職職員」という。)(第12条に規定する職員を除く。)とする。</p>	<p>第4 倫理規則の適用対象外とされる職員について(第4条関係) 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員(倫理規則第12条に規定する常勤の特別職は除く。)と</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他道民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。</p> <p>2 知事は、公務員倫理規則の制定又は改廃に際しては、人事委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 任命権者は、人事委員会の意見を聴いて、それぞれ職員の公務員倫理に関する規程を定めることができる。</p>	<p>(利害関係者)</p> <p>第5条 この規則において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者（条例第2条第2項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p>	<p>するものである。</p> <p>第5 利害関係者について(第5条関係)</p> <p>1 第1項関係</p> <p>(1) 趣旨 条例第12条第1項に規定する「職員の職務に利害関係を有する者」について、その定義を規定したものであり、具体的事項は次のとおりである。</p> <p>(2) 「職員が職務として携わる事務」とは 職員ごとに当該職員が携わっている事務(所掌事務)である。 なお、専決又は代決の場合については、法令の規定に基づき権限の委任がなされる場合と異なり、決裁権者がその権限に属する事務処理に関する意志決定を補助機関に委ねることとなり、当該決裁権者の権限自体が移譲されるわけではないことから、専決又は代決をしたとしてもその決裁権者の所掌事務から除外されるものではないこと。</p> <p>(3) 「事業者等」とは 条例第2条第5項に規定する事業者等(地方公共団体である市町村、一部事務組合等が含まれる。)及び同条第6項の規定により事業者等とみなされる個人をいう。 なお、同項中「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」とは、その者の行う行為が事業者等のためにするものであるかどうかで判断されるものであり、もとより全従業員が対象となるものではない。その者が事業者等と全く関係のない立場で行動しているときは、「事業者等」にみなされる者には該当しない場合もあり得る。</p> <p>(4) 「特定個人」とは 条例第2条第6項の規定により事業者等とみなされる者を除く個人をいう。</p> <p>(5) 利害関係者から除外される者とは 職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者や職員の裁量の余地が少ない職務に関する者については、その相手方との間で倫理規則で禁止する行為を行ったとしても職務の執行の公正さに対する道民の疑惑や不信をまねくことには直ちにつながらないと考えられることから、そのような者は利害関係者から除外するという趣旨である。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>一 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第5項に規定する事業者等及び同条第6項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人</p> <p>二 補助金等（北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（道以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の</p>	<p>(6) その他 議会議員、報道機関職員、労働組合関係者等については、その者が第5条第1項各号に掲げる事業者等又は特定個人である場合を除いて、利害関係者には含まれない。</p> <p>2 第1項1号(許認可等をする事務)関係</p> <p>(1) 趣旨 行政手続法第2条第3号及び行政手続条例第2条第4号において、「許認可等」とは「法令(条例及び規則を含む。)に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」とされていることから、許認可等を受けようとする者と許認可等を行う者との間において利害関係が存在するものとし、規制の対象とする趣旨である。 したがって、許認可等の申請をしようとしていることが明らかであるときから許認可等を受けるまでの間を利害関係者として規制することとし、原則として、許認可等を受けた後については両者の利害関係は消滅するものとして取扱う。 ただし、当該許認可等により実施することが可能となった事業を行っている事業者等については、当該許認可等が当該事業を行う上で必須のものであることから、当該事業者等と当該許認可等に携わる職員との接触は、その態様により公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれがあり、そのような事業者等に限り、当該事業を行っている間は利害関係者とする。</p> <p>(2) 「許認可等」とは 行政手続法第2条第3号及び行政手続条例第2条第4号に規定する許認可等をいう。</p> <p>(3) 「当該許認可等を受けて事業を行っている」とは 事業者等が事業を行う上で必須の許認可等(いわゆる事業免許等)を受けてその事業を行っていることをいうものであり、単に事業者等が単発の行為許可を受けているに過ぎない場合等は含まれない。</p> <p>(4) 「申請をしようとしていることが明らか」とは 正式な申請手続にはまだ入っていないが、職員が通常の注意力をもってすれば申請しようとしていることが明らかな場合(例えば、道に事前の相談を行っている場合等)をいう。</p> <p>3 第1項2号(補助金等を交付する事務)関係</p> <p>(1) 趣旨 補助金等の交付は、道が特定の事務、事業に対して、公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であり、補助金等の交付を受けようとする者と補助金等を交付する事務を行う者の接触については、その態様によっては、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれがあることから、規制の対象とする趣旨</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人</p> <p>三 立入検査、監査又は監察（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人</p> <p>四 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び北海道行政手続条例第2条第6号に規定する</p>	<p>である。</p> <p>したがって、補助金等の交付を申請しようとしていることが明らかであるときから補助金等の交付の対象となる事務又は事業が完了し、実績報告を行うまでの間は、当該補助金等を受ける者を利害関係者とする。</p> <p>なお、間接補助金については、職員の認知可能性等を考慮し、道から補助金等を交付される者から直接に間接補助金の交付を受ける者に限定する。例えば、道から市町村を通じ、さらに団体を通じて事業者等に補助するものについては、市町村及び団体が利害関係者に該当する。</p> <p>(2) 「補助金等」とは 北海道補助金等交付規則第2条第1項に規定する補助金等（道以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）をいう。</p> <p>(3) 「当該交付の対象となる事務又は事業を行っている」とは 補助金等の交付決定を受けてから補助金等の交付の対象となる事務又は事業が完了し、実績報告を行うまでの間をいう。</p> <p>(4) 「申請をしようとしていることが明らか」とは 正式な申請手続にはまだ入っていないが、職員が通常の注意力をもってすれば申請しようとしていることが明らかなる場合（例えば、道に事前の相談を行っている場合等）をいう。</p> <p>4 第1項第3号（検査等をする事務）関係</p> <p>(1) 趣旨 検査等については、法令の適正な執行や会計、予算等の適正を期し、その是正を図るために行われるものであるという性格上、検査側と検査対象者との間の接触はその態様によっては公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれがあることから、規制の対象とする趣旨である。</p> <p>(2) 「立入検査」とは 行政機関の職員が行政法規の執行を確保するため、監督的な立場において監督を受ける事業所等の営業所、事業所、事業場、工場又は住所等に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査のため立ち入ることをいう。</p> <p>(3) 「監査」とは 事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その正否を調べることをいう。</p> <p>(4) 「監察」とは 行政監督上の立場から調査し、検査することをいう。</p> <p>5 第1項第4号（不利益処分をする事務）関係</p> <p>(1) 趣旨</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人</p> <p>五 行政指導（北海道行政手続条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人</p> <p>六 執行機関の行政組織が分掌する事務のうち事業に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）当該事業を行っている事業者等</p>	<p>行政手続法第2条第4号及び行政手続条例第2条第6号において、「不利益処分」とは「特定の者に義務を課し、又はその権利を制限する処分」とされているところから、不利益処分を行おうとする者と不利益処分の名あて人となるべき者との間には利害関係が存在するものとし、規制の対象とする趣旨である。</p> <p>したがって、不利益処分に係る手続が進行中の場合における不利益処分の名あて人となるべき者を利害関係者として規制する。</p> <p>(2) 「不利益処分」とは 行政手続法第2条第4号及び行政手続条例第2条第6号に規定する不利益処分をいう。</p> <p>6 第1項第5号(行政指導をする事務)関係 (1) 趣旨 行政手続条例第2条第8号において、「行政指導」とは「道の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」とされており、道の機関が相手方に一定の影響力を及ぼす行為であるとされていることから、職員が行政指導により現に一定の作為又は不作為を求めている間にあっては、両者の接触はその態様によつては公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれがあることから、当該行政指導を受けている者を利害関係者とし、規制の対象とする趣旨である。</p> <p>(2) 「行政指導」とは 行政手続条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。</p> <p>(3) 「現に一定の作為又は不作為を求められている」とは 次に至るまでの間をいう。 ア その場において完了する行政指導にあっては、相手方が行政指導に従ったとき。 イ 一定期間効力を有する行政指導にあっては、行政指導を止めたとき又は行政指導の効力を有する期間が満了したとき。 ウ 終期の定めのない行政指導の場合にあっては、行政指導を止めたとき。 エ 行政指導に従う期間を設定したものにあっては、行政指導に従ったとき、実施を求めた期間が到来したとき又は行政指導を止めたとき。</p> <p>7 第1項第6号(分掌する事務のうち事業に関する事務)関係 (1) 趣旨 許認可等、補助金等の交付、行政指導等によって事業の振興及び調整がなされていることから利害関係者はほとんどカバーされているものであるが、前記のい</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>七 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等</p> <p>2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。</p>	<p>ずれにも該当しない事業者等がいた場合にも当該事業に関する事務に携わる職員と当該事業者等との間の接触については、その態様によっては公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられることから、当該事業者等を利害関係者とし、規制の対象とする趣旨である。</p> <p>(2) 「執行機関の行政組織が分掌する事務のうち事業に関する事務」とは 営利を目的とする事業を営む者に対し、必要な事業行政を行う事務をいう。 事業行政とは、事業の監督、指導等の規制行政、補助金交付等の振興行政を併せたものをいう。</p> <p>(3) 「(前各号に掲げる事務を除く。)」とは 事業に関する事務は、行政組織規則等において各行政組織が分掌するところであることが規定されているが、本号は、事業を所管する行政組織に属する職員が、前各号に掲げる事務以外の営利を目的とする事業に関する事務に職務として携わる場合に、その相手方である事業者等を利害関係者とする趣旨である。</p> <p>8 第1項第7号(契約に関する事務)関係 (1) 趣旨 契約は、道との金銭のやりとりの原因となるものであることから、その相手方である事業者等と当該契約に携わる職員との間には利害関係が存在するものと考えられ、両者の接触の態様によっては公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれがあるものから、契約の申込みをしようとした時から契約に基づく債権債務関係が終了するまでの間は、当該事業者等を利害関係者とし、規制の対象とする趣旨である。</p> <p>(2) 「契約」とは 地方自治法第234条第1項に規定する契約をいう。</p> <p>(3) 「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」とは 道に対して契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等であり、例えば、財務規則に基づき、申請により入札の参加者の資格を取得した事業者等は、道に対して契約の申込みをしようとしていることが明らかであることから、利害関係者に該当する。</p> <p>9 第2項関係 職員が現在の職の職務の間では利害関係がない者（「他の職員の利害関係者」）であっても、当該職員が過去3年間に在職した職において当該職から異動した時点において利害関係者であった者についても利害関係者として取り扱うものである。 これは、そのような者との間でこの規則で禁止又は制限される行為を行うことは、職員が現在当該者と利害関係のある職についている後任の職員に影響力を行使することなど道民の誤解を招くおそれがあることを考慮した</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。 (禁止行為)</p> <p>第6条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。</p> <p>二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。</p> <p>三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。</p> <p>四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。</p>	<p>ものである。</p> <p>10 第3項関係 他の職員に対して影響力を行使することにより、当該他の職員の職務の執行の公正さをゆがめるおそれがあることから、そのような影響力行使を期待して接触する者についても利害関係者に含めるものである。</p> <p>第6 禁止行為について(第6条関係) 職員の利害関係者との間での禁止行為を具体的に規定したものである。</p> <p>1 第1項第1号(金銭等の贈与)関係 (1) 「香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。」とは 職員の親族の葬儀に際し、香典を持参した者が職員の利害関係者である場合においては、他の親族との関係で香典を持参したものと考えられる場合を除き、職員が喪主であるか否かに関わらず、職員あての贈与が利害関係者からなされたものとして取り扱うものである。 なお、葬式の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかどうかを判断することは難しいため、利害関係者からの香典を受け取った場合については、葬儀後、香典が誰に帰属しているかが判明した後、速やかに利害関係者に返却すれば、金銭の贈与には該当しないものとして取り扱うこととする。 また、供花については、職員の家族が利害関係者からと知らずに受け取ってしまう場合があり、受け取ってしまった後には返却することが事実上不可能であることから、このような場合については、受領しなかったものとして取り扱うものである。</p> <p>(2) 「これらに類するもの」とは 供物、供物料又は花輪の贈与などの儀礼上の贈与をいう。</p> <p>2 第1項第3号(物品等の貸付け)及び第4号(無償の役務の提供)関係 (1) 「利害関係者から」とは 利害関係者が実際の提供主体であることを表すものである。 (2) 「利害関係者の負担により」とは 費用負担は利害関係者であるが、実際には第三者が貸付け、又は役務の提供をすることをいう。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>六 利害関係者から供応接待を受けること。</p> <p>七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。</p> <p>八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。</p>	<p>(3) 「役務の提供」とは 広くサービスを提供することである。例えばハイヤーを差し回し移動の便宜を受けることがこれに該当するものである。</p> <p>3 第1項第6号(供応接待)関係 「供応接待」とは、基本的には公職選挙法でいうところの「供応接待」と同義である。「供応」とは酒食をもつてもてなすことであり、「接待」とは酒食以外の方法により他人をもてなすことをいう。</p> <p>4 第1項第7号(遊技又はゴルフ)及び第8号(旅行)関係 (1) 「と共に」とは 職員と利害関係者とが「遊技」、「ゴルフ」又は「旅行」を行う意図を共有して行うことを意味する。 例えば、職員が利害関係者と一緒に遊技等を行うことがこれに該当するが、職員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めて遊技等を行う場合において職員と利害関係者とがお互いに出席することをはっきり認識した上でさらにその者と一緒に遊技等を行う意図をもって行う場合も含まれる。 他方、職員がバック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者も含まれていることを、バック旅行の集合の際に当該職員と当該利害関係者とが認識したような場合は、職員と利害関係者とが旅行する意図を共有して行う行為とはいえないので、これには該当しない。 また、利害関係者が参加することを知らずに、利害関係者以外の者との遊技等に参加し、結果として利害関係者と共に遊技等を行った場合には、その事実を知った後、直ちに所属長に対し、その旨を文書により報告するものとする。</p> <p>(2) 「遊技」とは 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第7号及び第8号に規定する「遊技をさせる営業」にいう「遊技」を想定している。具体的には、マージャン、テレビゲームによる遊技、遊技の結果が数字その他記号又は物品により表示される遊戯設備による遊技などが挙げられる。 なお、ゴルフ以外のスポーツは、禁止行為に該当しない。</p> <p>(3) 「公務のための旅行を除く」とは 利害関係者と出張をすることは禁止行為の対象外とするが被疑者の連行等利害関係者との出張がやむを得ない場合を想定したものであり、公務出張に利害関係</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。</p> <p>二 多数の者が出席する立食パーティー等（飲食物が提供される会合であって立食形式又はこれに準ずる形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。</p> <p>三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。</p> <p>四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。</p> <p>五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。</p>	<p>者を滞同することを積極的に認める趣旨ではないものである。</p> <p>第7 禁止行為の例外について</p> <p>1 第2項第1号(広く一般に配布するものの贈与)関係 「宣伝用物品」とは、事業者の名称、事業内容を紹介、宣伝するために配布される物品(カレンダー、手帳、手拭い等)をいう。</p> <p>2 第2項第2号及び6号(立食パーティー等)関係 「立食パーティー等」とは、飲食物が提供される会合であって立食形式又はこれに準ずる形式で行われるものをいうが、出入りが自由であるなど、公開性の高い形態の会合であることにかんがみ、このような場において行われる利害関係者からの飲食物の提供が禁止行為の例外として認められるものであり、また、着席する会合であっても、公開性が高い形態の会合を含むものとする。 「多数」とは、一般には20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられる。</p> <p>3 第2項第3号(職務上の物品の提供)関係 「物品を使用する」とは、職員が訪問の目的を達成する上でやむを得ず必要なものを使用することを想定している。例えば、職員が工場や工事現場の視察に際しヘルメット、長靴、軍手等を借り受け使用することや、職場との連絡のために電話やFAXを使用することをいう。 なお、その場で使用するものであり、貸し与えられた物品を持ち帰ることは許されない。</p> <p>4 第2項第4号(職務上の自動車の利用)関係 (1)「業務等において日常的に利用しているもの」とは事業者等が日常的に利用している業務用の車両等であり、特別にハイヤーなどを仕立てることを許さないものである。 (2)「自動車」とは利害関係者から提供される船舶等も含むものとする。 (3)「利害関係者の事務所等」とはいわゆる事務所のほか、店舗、倉庫、利害関係者の事業に係る施設やこれらの工事現場等も含むものである。 (4)「利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情」とは職員が訪問する事業所等が山間地域の交通不便地に存する場合や気象条件から通常の自動車を使用できない場合等をいうものである。</p> <p>5 第2項第5号(会合における茶菓の提供)関係 (1)「会議」とはいわゆる会議として正式な名称を冠して開催されるものだけでなく、会議に準じた会合、事務的な打合せ等が含まれる。例えば、イベントの開催に向けての担当者の打合せ等も含まれる。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>六 多数の者が出席する立食パーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。</p> <p>七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。</p> <p>八 利害関係者（市町村（地方自治法第284条第1項に規定する組合を含む。）の職員（以下「市町村職員」という。）を除く。）と共に自己の費用を負担して前項第7号又は第8号に掲げる行為を行うこと。ただし、倫理監督監（条例第18条第1項の公務員倫理を監督する職員として任命権者が指定した者をいう。以下同じ。）（同項の規則で定めるものにあつては任命権者。第20条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）を除き、以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められたもの（常勤の特別職職員及び教育長にあつては、当該行為を行うことが公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないものと自ら判断したもの）に限る。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、職員は、市町村職員と共に自己の費用を負担して同項第7号又は第8号に掲げる行為（公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがあるものを除く。）を行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。 （禁止行為の例外）</p> <p>第7条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。</p>	<p>(2) 「その他の会合」とは 第8号の「打合せ」等を含む会合をいう。</p> <p>(3) 「茶菓」とは 一般の接待として容認されるいわゆる茶菓(茶、コーヒー、簡素な菓子等)をいう。</p> <p>6 第2項第7号(会議における飲食)関係 「簡素な飲食」とは、社会通念で判断することとなるが、会議の場で提供される弁当、軽食等の簡素な飲食を想定している。</p> <p>7 第2項第8号(自己の費用を負担する場合の取扱い)関係 「倫理監督監が、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められたもの」とは、道民の疑惑や不信を招くおそれがないものとして認められたゴルフ等であり、例えば、各種団体が主催するチャリティ・ゴルフコンペ、ゴルフクラブ主催の月例会、宿泊を伴うサマーセミナーなど、利害関係者以外の者を含む多数の者が参加するものであり、明らかに道民の疑惑や不信を招くおそれがないものをいう。 なお、それ以外のものについては、道民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを倫理監督監が個別に判断するものとする。</p> <p>8 第3項関係 公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがあるものを除き、市町村職員と共に自己の費用を負担してゴルフ又は遊技、旅行を行うことができるものとする。</p> <p>9 第4項関係 利害関係者から、物品等を購入し、物品等の貸付けを受け、役務の提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時価よりも著しく低いときは差額を金銭の贈与とみなすことになるものである(第6条第1項第1号の金銭の贈与の禁止規定違反となる。)</p> <p>第8 禁止行為の例外について(第7条関係)</p> <p>1 第1項関係</p> <p>(1) 趣旨 親族関係や幼なじみなど職員となる前からの関係がある者、PTA 活動やボランティア活動など地域活動を通じて知り合った者等、職員としての身分にかかわらない関係がある者については、職員の職務と利害関係を有する者となつたとしても、引き続き従前からの私的な関係に基づいた付き合いを行うことがあり、私的な関係に基づく関係と評価できるものであつて、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれ</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督監に相談し、その指示に従うものとする。</p> <p>3 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における第1項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第29条第2項に規</p>	<p>がないと認められるものについては、これを行うことができるものとする。</p> <p>(2) 「私的な関係」とは 「職員としての身分にかかわらない関係」と定義しているが、その意味するところは、職員としての身分に基づき発生し、職員としての身分に基づき継続している関係には該当しない関係である。 したがって、職員として知り合い、職員として付き合い合う関係は、私的な関係には該当しないが、例えば、職員が職場の上司に仲人を頼んだ場合における当該職員と当該上司との仲人としての関係については、職員としての身分に基づき継続している関係には該当しないものとして「私的な関係」に該当するものである。</p> <p>(3) 「職務上の利害関係の状況」、「私的な関係の経緯及び現在の状況」、「行為の態様等」とは 公正な職務執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断するに際して考慮する事項である。 「職務上の利害関係の状況」とは、例えば、職員が「事業に関する事務」に携わっている場合で、当該事業を行っている行為の相手方との間において具体的な案件が生じているかどうか、といったことを考慮することとするものである。 「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、関係が成立してから現在まで、及び現在における当該関係（例 学生時代から親しく付き合いを続けている関係か、十数年来交流のないような関係か）を考慮することとするものである。 「行為の態様等」とは、第6条第1項各号に掲げる行為の種類及びその程度（例 高額な祝儀の提供か、あるいは安価な果物のお裾分けか）を考慮することとするものである。</p> <p>2 第2項関係 職員が前項の公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを自ら判断できない場合には、その判断を誤ると懲戒処分の対象となることから、倫理監督監に相談し、その指示に従うものとしたものである。</p> <p>3 第3項関係 人事交流等による特別職地方公務員等としての身分にかかわる関係については、職員としての身分にかかわる関係ではないが、任命権者の要請に応じて人事ローテーションの一環として退職出向したときの出向先機関の身分にかかわる関係である。このような関係がある者は、その相手方も道からの出向者であることを認識していると考えられることから、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないものとして一定の場合に利害関係者との間における行為の規制が解除される私</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通達
	<p>定する特別職地方公務員等をいう。)としての身分」とする。</p> <p>4 職員は、同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は道の機関が行った研修若しくは道から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする前条第1項第7号又は第8号に掲げる行為については、利害関係者以外の者を含む多数の者が参加する場合であって自己の行為に要する費用を負担するときに限り、同項の規定にかかわらず、これを行うことができる。</p> <p>(利害関係者以外の者等との間における禁止行為) 第8条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。</p>	<p>的な関係がある者と一律に取り扱うことは適当ではなく、むしろ職員としての身分にかかわる関係と同様に取扱うことが適当である。したがって、人事交流等による特別職地方公務員等としての身分は、職員としての身分と同様に扱うことを明らかにするための規定を置くこととしたものである。</p> <p>4 第4項関係 同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は道の機関が行った研修若しくは道から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者は、私的な関係には該当しないが、これらの者との間においては、その関係に基づき遊技等を行うことがあり、これらの者の中に利害関係者がいることもあり得るところである。 このような場合において、利害関係者以外の者を含む多数の者が参加し、職員も自己の遊技等に要する経費を負担して共に遊技等を行うことは、そのきっかけが合理的なものであり、かつ、多くの者が会する場で行われることから、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれが少ないものと考えられるため、利害関係者と共に遊技等を行うことができることとしたものである。 職員と利害関係者が2人でこれらの行為を行うケースは、たとえ同僚関係等がある者であっても、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、「利害関係者以外の者を含む多数の者が参加」の要件を課すこととしたところである。例えば、同時に受けた研修が小規模である場合なども考えられることから、一律に人数により制限されるものではなく、個々の事例に応じてそのようなおそれがあるものかどうかを判断することとなる。</p> <p>第9 利害関係者以外の者等との間における禁止行為について(第8条関係) 1 第1項関係 (1) 趣旨 例え職務上の利害関係がない者であっても、私的な関係もないような者から、通常一般の社交の程度を超えるような供応接待や財産上の利益の供与を受けるような場合には、そのような行為を行う側は職員から何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることもあり得ることから、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれがあるものと考えられるので、その者との関係から見て通常一般の社交の程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与を受けることを禁止したものである。 (2) 「通常一般の社交の程度」とは 職員と供応接待等を行う相手方との関係を含めた各般の事情を考慮して判断されるべきものであり、一般</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
	<p>2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせるてはならない。</p> <p>(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)</p> <p>第9条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督監が定める事項を倫理監督監に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。</p> <p>一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。</p> <p>二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。</p> <p>(講演等に関する規制)</p> <p>第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第38</p>	<p>的には、例えばその者が親族である場合にはその許容範囲が広くなり、その相手方が仕事を通じて知り合ったような者である場合にはその許容範囲が狭くなるものである。</p> <p>2 第2項関係 物品の購入等が行われた場に居合わせなかった者に対し、当該物品の購入等の対価をその者の負担として支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれのある行為であると考えられることから、これを禁止したものである。</p> <p>第10 利害関係者と共に飲食をする場合の届け出について(第9条関係)</p> <p>1 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督監へ届け出なければならない。</p> <p>2 多数の者が出席する立食パーティー等における飲食については、倫理規則上、利害関係者から飲食物の提供を受けることができることとなっていることから(第6条第2項第6号)、これとの均衡を考慮して、届出の対象から除外するものである。</p> <p>同様に、私的な関係がある利害関係者との飲食についても、倫理規則上、飲食物の提供を受ける場合であっても、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合には飲食できることとなっていること(第7条第1項)にかんがみ、当該飲食のうち、「道民の疑惑や不信を招くおそれがない」と認めることができる次のケースについては、届出の対象から除外している。</p> <p>① 職員が自己の飲食に要する費用を負担する場合</p> <p>② 私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが、職員の飲食に要する費用を負担する場合</p> <p>3 「やむを得ない事情」とは、職員本人の責めに帰すことができないような事情であるが、例えば次のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合 ・利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合 <p>第11 講演等に関する規制について(第10条関係) 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うことは、一方的な利益の提供ではなく人的な役務に対する報酬であるとはいえ、利害関係者からの利益の提供であ</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>第3章 贈与等の報告等及び公開 (贈与等の報告)</p> <p>第13条 管理職員及び特別職職員（規則で定める常勤の者に限る。次条第1項において同じ。）（以下「管理職員等」という。）は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と当該管理職員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として公務員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額</p>	<p>条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督監の承認を得なければならない。</p> <p>（倫理監督監への相談）</p> <p>第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第6条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督監に相談するものとする。</p> <p>（常勤の特別職職員）</p> <p>第12条 条例第13条第1項の規則で定める常勤の者は、別表第二に掲げる職の職員とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>別表第二（第十二条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 副知事 二 公営企業管理者 三 常勤の監査委員 四 人事委員会の常勤の委員 </div> <p>（贈与等の報告）</p> <p>第13条 条例第13条第1項の規定により規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。</p> <p>一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬</p> <p>二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係るす</p>	<p>ることから、講演等の内容に見合わない高額の報酬が支払われる場合など不適切な形で行われた場合には、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くおそれ強いとの考えられることから、あらかじめ倫理監督監の承認に係らしめることとしたものである。</p> <p>承認に際しては、職員の職務に対する人的役務の提供に対する報酬として適切であるか、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがないものであるかどうかを確認することとなる。</p> <p>倫理規則第10条に規定する承認については、地方公務員法第38条に規定する営利企業等の従事制限に係る任命権者の許可の手續に準じて事務処理を行うものとする。</p> <p>第12 倫理監督監について(第11条関係)</p> <p>利害関係者の範囲、利害関係者との間で規制される行為については、極力明確に規定するよう努めたところであるが、実際に個々の事案によっては判断に疑義が生ずる場合があり得るため、このような場合に職員個々の判断に委ねることは、公正な職務の執行に対する道民の疑惑や不信を招くおそれがあるとともに、相談事項とされているものは、その判断を誤ると懲戒処分の対象となる可能性のある事項であることから、倫理監督監に相談することとしたものである。</p> <p>なお、第20条第2項の規定に基づき、倫理監督監の職務のうち、職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことについては、各所属長（倫理監督監が指定する職員）が行うこととする。</p> <p>第13 常勤の特別職職員について(第12条関係)</p> <p>条例第13条第1項の規則で定める常勤の者の範囲を定めるものである。</p> <p>第14 贈与等の報告について(第13条関係)</p> <p>1 第1項関係</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>条例第13条第1項において、贈与等報告の対象となる「事業者等と当該管理職員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬」についての定</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>二 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実</p> <p>三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか公務員倫理規則で定める事項</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受</p>	<p>る事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬</p> <p>2 条例第13条第1項第4号の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 贈与等（条例第13条第1項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容又は報酬（同項に規定する報酬をいう。以下同じ。）の内容</p> <p>二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する機関との関係</p> <p>三 条例第13条第1項第1号に掲げる価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠</p> <p>四 供給接待を受けた場合にあつては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあつては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数）</p> <p>五 条例第2条第6項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名） （報告書の様式）</p> <p>第14条 条例第13条第1項の贈与等報告書（以下「贈与等報告書」という。）は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第14条第1項の株取引等報告書（以下「株取引等報告書」という。）は、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>3 条例第15条第1項の所得等報告書は、別記第3号様式によるものとする。</p> <p>（報告書等の送付期限）</p> <p>第15条 条例第13条第2項、第14条第2項又は第15条第3項</p>	<p>めを規則に委任していることから、その報酬の範囲について規定したものである。</p> <p>(2) 「事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供される人的役務」の範囲とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与等に関する規制において採用されている概念である「利害関係者」に該当する者は、職員の職務と利害関係を有する者であることから、その者への人的役務の提供は、「事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供される人的な役務」に該当する。 職員が行うものであることを明らかにして(例 ○○部○○課長監修として出版される本の監修をするなど)行うものであり、かつ、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する人的役務の提供については、依頼側も職員がその職にあること及び職員の職務に着目して依頼を行っているものであり、職員もこれまでの職務で得た知識や能力等を利用して人的役務を提供するものであることから、「事業者等と職員の職務との関係に」に該当する。 <p>2 第2項関係</p> <p>(1) 趣旨 贈与等報告書の記載事項については、条例第13条第1項第4号において、同項第1号から第3号までに掲げるもののほか規則で定める事項とされていることから、その記載事項について規定したものである。</p> <p>(2) 「贈与等の内容又は報酬の内容」とは 金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの種類をいう。</p> <p>(3) 「推計の根拠」とは 販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠をいう。</p> <p>3 その他 事業者等のうち、私的な関係を有する者(事業を行う個人のうち、当該事業の利益のためにする行為を行う場合以外の個人)からの贈与等については、条例第13条第1項の報告を要しないものである。</p> <p>第15 報告書の様式について(第14条関係) 贈与等報告書(別記第1号様式)、株取引等報告書(別記第2号様式)及び所得等報告書(別記第3号様式)について規定したものである。 なお、条例第15条第1項に規定する所得等の報告において、道から支給された給与以外に所得がない者にあつては、別紙申出書を任命権者に提出するものとする。</p> <p>第16 報告書の送付期限について(第15条関係)</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>けたときは、当該贈与等報告書（規則で定める職の職員に係るものに限り、かつ、第16条第2項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを人事委員会に送付しなければならない。</p> <p>（株取引等の報告）</p> <p>第14条 部長級の職員、教育長及び特別職職員（以下「部長級の職員等」という。）は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（部長級の職員等である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書（部長級の職員に係るものに限る。）の写しを人事委員会に送付しなければならない。</p> <p>（所得等の報告）</p> <p>第15条 部長級の職員等（前年1年間を通じて部長級の職員等であったものに限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書（道から支給された給与以外に所得がない部長級の職員等にあつては、その旨の申出書）を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）</p> <p>イ 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第32条第3項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額</p> <p>二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与</p>	<p>の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して30日以内にななければならない。</p> <p>（贈与等報告書の写しを人事委員会に送付される職員）</p> <p>第16条 条例第13条第2項の規則で定める職は、管理職手当の支給額の算出につき、管理職手当に関する規則（昭和42年北海道人事委員会規則7-267）第三条の規定により一種の区分が適用される職とする。</p>	<p>報告書等の人事委員会への送付期限は、それぞれ提出期限の翌日から起算して30日以内にならなければならないこととしたものである。</p> <p>第17 贈与等報告書の写しを人事委員会に送付される職員（第16条関係） 条例第13条第2項の規則で定める職を規定したものである。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）</p> <p>2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等（部長級の職員に係るものに限る。）の写しを人事委員会に送付しなければならない。</p> <p>（報告書の保存及び閲覧）</p> <p>第16条 前3条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受領した任命権者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものとしてあらかじめ規則で定められた事項に係る部分については、この限りでない。</p> <p>（情報通信の技術の利用）</p> <p>第16条の2 任命権者が北海道議会議長又は北海道議会事務局職員である場合におけるこの章の規定（前条第2項の規定を除く。）による手続その他の行為については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条、第4条及び第6条の規定の例による。</p> <p>第4章 公務員倫理の保持に関する人事委員会の権限</p> <p>第17条 人事委員会は、第12条第3項に定めるもののほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 公務員倫理規則の制定又は改廃に関して、知事に意見を申し出ること。</p> <p>二 公務員倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと。</p> <p>三 公務員倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと。</p> <p>四 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。</p> <p>五 公務員倫理の保持のために必要な措置に関して、任命権者に意見を申し出ること。</p>	<p>（贈与等報告書の閲覧）</p> <p>第17条 条例第16条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。</p> <p>2 贈与等報告書の閲覧は、任命権者が指定する場所でこれを行わなければならない。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとする。</p> <p>4 条例第十六条第二項ただし書の規定により規則で定める事項とは、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>二 犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>（任命権者の責務）</p> <p>第18条 任命権者は、条例又はこの規則に定める事項の実施</p>	<p>第18 贈与等報告書の閲覧（第17条関係）</p> <p>贈与等報告書の閲覧の開始時期、閲覧の場所その他贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項を定めたものである。</p> <p>なお、贈与等報告書の情報公開については、北海道情報公開条例第22条の規定に基づき、条例の規定により閲覧の対象となる部分については北海道情報公開条例の規定は適用されないが、条例の規定により閲覧の対象外となる部分及び写しの交付については北海道情報公開条例の関係規定が適用されるものである。</p> <p>したがって、プライバシーに関する部分については、情報公開条例の非開示情報となるが、その他のものについては、コピーが許されるものである。</p> <p>第19 任命権者の責務について（第18条関係）</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>第5章 公務員倫理を監督する職員</p> <p>第18条 公務員倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき各執行機関（規則で定めるものを除く。）及び議会に置かれる機関（公安委員会及び方面公安委員会にあっては、その管理に属する機関）に、公務員倫理を監督する職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。）を置く。</p> <p>2 前項の公務員倫理を監督する職員は、職員に対する公務員倫理の保持に係る指導及び助言その他の公務員倫理の保持のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>（任命権者による懲戒処分の概要の公表）</p> <p>第19条 任命権者は、職員にこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは規程に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、公務員倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表（第14条第1項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。）をすることができる。</p>	<p>に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 条例第12条第3項の規定に基づき、必要に応じて、規程を制定すること。</p> <p>二 贈与等報告書、株取引等報告書及び条例第15条第3項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの人事委員会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の公務員倫理の保持のための体制の整備を行うこと。</p> <p>三 職員が条例又は条例に基づく規則若しくは規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。</p> <p>四 職員が条例又は条例に基づく規則若しくは規程に違反する行為について倫理監督監その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。</p> <p>五 研修その他の施策により、職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。</p> <p>（倫理監督監を置かない執行機関）</p> <p>第19条 条例第18条第1項の規則で定めるものは、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会とする。</p> <p>（倫理監督監の責務等）</p> <p>第20条 倫理監督監は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 職員からの第7条第2項又は第11条の規定による相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>二 職員が特定の者と道民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、公務員倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>三 任命権者を助け、公務員倫理の保持のための体制の整備を行うこと。</p> <p>四 条例又は条例に基づく規則若しくは規程に違反する行為があった場合にその旨を任命権者に報告すること。</p> <p>2 倫理監督監は、その指定する職員に、条例又はこの規則で定めるその職務の一部を行わせることができる。</p>	<p>条例又はこの規則に定める事項の実施に関する任命権者の責務を規定したものである。</p> <p>第3号において、職員が条例又は条例に基づく規則若しくは規程に違反する行為を行った場合には厳正に対処することを任命権者の責務として規定しており、条例又は倫理規則に違反した者については、懲戒処分を含めた処分の対象となるものである。</p> <p>第20 倫理監督監を置かない執行機関について（第19条関係）</p> <p>条例第18条第1項の規則で定める倫理監督監を置かない執行機関について規定するものである。</p> <p>第21 倫理監督監の責務等について（第20条関係）</p> <p>1 第1項関係</p> <p>条例又はこの規則に定める事項の実施に関する倫理監督監の責務を規定したものである。倫理監督監については、別に定める。</p> <p>2 第2項関係</p> <p>倫理監督監が条例及びこの規則に基づく任務を効果的に遂行するための委任規定を置くものである。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>(特別職職員に関する特例) 第20条 第四章及び前章の規定は、特別職職員には、適用しない。</p> <p>(企業職員等に関する特例) 第21条 第13条第2項、第14条第2項、第15条第3項及び第4章の規定は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者には、適用しない。</p> <p>(規則への委任) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 第16条第2項の規定は、警察法第56条第2項に規定する地方警察職員に係る贈与等報告書については、当分の間、適用しない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第8条を第9条とし、同条の次に1条及び5章を加える改正規定(第12条第2項及び第3項に係る部分(人事委員会の意見を聴くことに係る部分に限る。))並びに第17条に係る部分に限る。)並びに第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に1条を加える改正規定(第2条第2項に係る部分に限る。) 公布の日 二 第8条を第9条とし、同条の次に1条及び5章を加える改正規定(第15条に係る部分に限る。)並びに第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に1条を加える改正規定(第2条第1項及び第4項に係る部分に限る。)並びに附則第4項の規定 平成12年1月1日 (経過措置) 2 この条例による改正後の北海道職員の公務員倫理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。 3 改正後の条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に行った株取引等について適用する。 4 改正後の条例第15条の規定は、平成12年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。</p> <p>附 則(平成13年3月30日条例第12号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、[中略]附則第6項の規定は、平成13年10月1日までの間において規則で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。(平成13年4月1日)[後略]</p> <p>附 則 この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道職員倫理規則別記第3号様式の規定は、平成16年分以後の所得にかかる所得等報告書について適用し、平成15年分以前の所得等報告書については、なお従前の例による。 附 則(平成16年3月26日規則第26号) この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成16年4月1日規則第93号) [機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則の附則] 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際現にされている申請その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。 附 則(平成17年3月31日規則第26号) [北海道職員倫理規則の一部を改正する規則の附則] 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道職員倫理規則別記第2号様式の規定は、平成18年3月1日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。 附 則(平成17年4月1日規則第56号) [機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則の附則]</p>	<p>第22 施行期日 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>

北海道職員の公務員倫理に関する条例	北海道職員倫理規則	通 達
<p>附 則（平成13年12月18日条例第67号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は公布の日から施行する。（平成13年12月18日）</p> <p>2 〔中略〕改正後の北海道職員の公務員倫理に関する条例の規定は、平成17年3月1 日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等 報告書については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成14年3月29日条例第9号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定 により従前の例によることとされる場合における新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券についての北海道職員の公務員倫理に関する条例の規定の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成14年12月20日条例第67号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。（平成14年12月20日）</p> <p>附 則（平成17年3月31日条例第18号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の北海道職員の公務員倫理に関する条例の規定は、平成18年3月1日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成18年3月31日条例第31号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98 条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証券（新株引受権証券が発行されていない場合にあつては、これが発行されていたと すればこれに表示されるべき新株の引受権）についての北海道職員の公務員倫理に関する条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成19年3月16日条例第38号抄） 〔札幌医科大学条例を廃止する条例の附則〕</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月31日規則第50号） 〔機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則の附則〕</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月16日規則第16号） 〔北海道職員の倫理規則の一部を改正する等の規則の附則〕</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月16日規則第17号） 〔地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則の附則〕</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年5月31日規則第61号）</p> <p>1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>〔機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則の附則〕</p> <p>附 則（平成19年9月25日規則第87号）</p> <p>1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。 〔北海道職員の倫理規則の一部を改正する等の規則の附則〕</p> <p>附 則（平成20年9月30日規則第96号）</p> <p>1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。 〔北海道職員の倫理規則の一部を改正する等の規則の附則〕</p> <p>附 則（平成21年3月31日規則第51号）</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 〔機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則の附則〕</p>	